

4 児童処遇(保育業務) について

～認可保育所～

認可保育所における 保育について

厚生労働省より告示されています「保育所保育指針」を遵守し、保育を運営してください。

保育所保育指針を支えるものとして作成されている各種ガイドラインは、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

- ・保育所における感染症対策ガイドライン（こども家庭庁）
- ・保育所における自己評価ガイドライン
- ・保育所における食事の提供ガイドライン
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン

保育所等における安全計画 の策定について

【概要】

令和5年4月1日より保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画(安全計画)の策定が義務付けられました。

(札幌市児童福祉法施行条例 第143条の3)

下記内容を盛り込み策定してください。

- (1) 施設・設備等の安全点検
- (2) マニュアルの策定・共有
- (3) 児童への安全計画
- (4) 保護者への説明・共有
- (5) 職員への安全計画の周知及び定期的な訓練や研修の実施
- (6) 定期的な安全計画の見直し及び変更

保育所等における安全計画 の策定について

<関係資料>

資料4-1 「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（札幌市通知）

資料4-2 「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（厚生労働省事務連絡）

園児の見落とし等の 発生防止について

園児の見落とし等は、事故に至る危険性のある事態であるため、事故防止対策や事故発生時の適切な対応について、取組の徹底をお願いします。

<関係資料>

資料4-3

「保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設における安全管理の徹底について」
(札幌市通知)

資料4-4

「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」
(厚生労働省・内閣府事務連絡)

事故発生の防止及び 発生時の対応について

- 札幌市子ども・子育て支援法施行条例第33条において、事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備することとされています。
- 国で作成された「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に各施設の実情に応じた具体的な指針(マニュアル)を策定してください。

事故発生の防止及び 発生時の対応について

- 事故発生防止について 資料4-7

特に重大事故が発生しやすい場面ごと(以下の5項目)の注意事項を、国で作成されたガイドラインを基に各施設での取組を盛り込み策定してください。

- ①睡眠中 ②プール活動・水遊び ③誤嚥(食事中)
- ④誤嚥(玩具、小物等) ⑤食物アレルギー

- 教育・保育施設等における睡眠中及び食事中の事故防止に向けた取組の徹底について

資料4-11

事故発生の防止及び 発生時の対応について

- 事故発生時の対応について 資料4-8

事故発生時の対応の流れや緊急時の対応体制などを盛り込み策定してください。

特定教育・保育施設等における 事故の報告について

【概要】

札幌市への事故報告の対象となる重大事故の範囲は、平成27年3月23日（札幌市通知）

資料4—12 のとおりとなっています。

【報告が必要となる事故】

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等

特定教育・保育施設等における 事故の報告について

【報告する時期】

該当事故が発生した場合は、原則発生当日に報告が必要となります。

【報告先】

子育て支援課指導担当係

TEL 011-211-2985

事故発生の防止及び 発生時の対応について

<関係資料>

- 資料4-5 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証と事故防止等のためのガイドラインの制定について
- 資料4-6 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて(通知)
- 資料4-7 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】
- 資料4-8 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】
- 資料4-9 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について(通知)
- 資料4-10 睡眠中の死亡事故を防ぐために・・・
- 資料4-11 教育・保育施設等における睡眠中及び食事時の事故防止に向けた取組の徹底について
- 資料4-12 特定教育・保育施設等における事故の報告等について

虐待等に関する対応について

●保育所等における虐待防止について

- ・保育所等は子どもの安全・安心が最も配慮されるべき施設であるため、虐待の発生防止を徹底してください。
- ・気になることがあるときには、早い段階で改善を促し、虐待を未然に防ぐことが重要です。

虐待等に関する対応について

<関係資料>

資料4—13

保育所等における不適切な事案を踏まえた今後の
対策について (札幌市通知)

「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(こども家庭庁)

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」～「子どもを尊重する保育」のために～
※下記からダウンロードしてください。

<https://z-hoikushikai.com/new/new.php?id=32>

健康管理について

<関連資料>

◆意見書・登園届について

資料4—14

意見書（札幌市乳幼児園医協議会）

資料4—15

登園届（札幌市乳幼児園医協議会）

◆薬の預かりについて

資料4—16

与薬依頼票

◆アタマジラミについて

資料4—17

アタマジラミ対策の手引き

認可保育所における 要録について

- 保育所は「保育所に入所している子どもの就学
に際し、子どもの育ちを支えるための資料が小
学校へ送付されるようにすること。」とされており、
札幌市保育所児童保育要録の作成が必要とな
ります。
- 要録の様式は、12月頃に各施設にデータにて送
付しますので、「記載の手引」を読み作成し、小
学校へ送付してください。

資料4—18

札幌市保育所児童保育要録「記載の
手引」 ※令和5年度変更します。

幼保連携型認定こども園からの 転園時について

幼保連携型認定こども園の園児が、他の施設に転園した場合には、当該幼保連携型認定こども園から転園先に幼保連携型認定こども園園児指導要録が送付されますので保管し、各施設で作成した要録と併せて就学先の小学校に送付することとなっておりますので、ご確認ください。

<関連資料>

資料4—19

幼保連携型認定こども園園児指導要録
について(通知)